

不適合管理委員会報告情報

平成19年11月7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	使用済燃料プール内の機器（チャンネル着脱機）点検作業の実施中、当該機器の上部に針金らしきもの（2本）を当社社員が発見した。今後、回収作業を実施する。	A s	11月6日公表済 (PDF146KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ入口弁等（3台）の電動弁駆動部点検において、内部部品（歯車）に摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
2	3号機	監視機能健全性確認検査（原子炉圧力）において、検査要領書記載の端子番号に誤記が認められたため、当該要領書を訂正	D	
3	3号機	原子炉建屋5階全域監視カメラのレンズパッキンに部分的な外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	計装用空気系除湿装置再生用電気加熱器制御リレーに異音（チャタリング動作音）が認められたため、当該リレーを点検・修理	D	
5	5号機	タービン建屋換気空調系空冷チラー（B）点検において、ファンシャフト（A）駆動側軸受取付部の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
6	5号機	変圧器防災共通設備建屋の動力用電源盤内電磁接触器の動作不良（チャタリング）により、3号機主変圧器防災用排水ポンプの起動不可が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理	D	
7	6号機	定期的な表面汚染密度測定において、汚染がないように管理されている区域（廃棄物処理建屋1階）の床面に管理基準値を超える汚染（1箇所）が認められたため、対応検討	D	
8	6号機	第6給水加熱器（C）水位制御弁点検において、弁体シート面に亀裂が認められたため、当該弁体を交換	D	
9	6号機	第6給水加熱器（A）出口配管2次ドレン弁点検において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁を交換	D	
10	6号機	空气中放射性物質測定用タイマ付きダストサンプラ（原子炉建屋1階南東コーナー）停止に伴う一時的な欠測が認められたため、当該サンプラを交換及び対応検討	C	
11	6号機	給復水系原子炉給水流量（B）点検において、ループ精度逸脱が認められたため、当該計装系を点検・修理及び対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	6号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系海水ポンプ出口ストレーナ（A）ドレン配管に海水のリーク（1滴／20秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	高圧炉心スプレイ系ポンプ圧力抑制室内吸込ストレーナ取替後の使用前検査準備において、当該ポンプの流量増加操作中に「吸込圧力低」による自動停止が認められたため、対応検討	A	1月16日再審議にて グレード変更 B → A
14	6号機	補給水系残留熱除去ポンプ入口側補給用配管ドレン弁にシートリーク（1滴／2秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	プロセス放射線モニタ機能検査（格納容器雰囲気放射線モニタ）において、検査手順書の記載に不備が認められたため、検査を中断及び対応検討	D	
16	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンクエリア送風機の停止時に入口側ダンパの閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液濃縮系蒸留水ポンプ（A）出口圧力計に指示不良（固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラ（A）運転中にスートブロウを起動した際、蒸気流量等が通常より大きくハンチングすることが認められたため、当該スートブロウを点検・修理	D	
19	集中環境施設	サイトバンカ設備外気取入温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
20	その他	使用済燃料共用プール内に「テープ片らしきもの」が発見されたため、回収	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで